

直監告示第 20 号

令和 7 年 10 月 15 日付 直監告示第 19 号により公表した監査の結果について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和 7 年 11 月 21 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

植木桜づつみ公園指定管理者（三浦造園土木建設株式会社）監査指摘事項措置状況報告

指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了（予定）時期
基本協定書第 6 条第 2 項において、指定管理料については他の経費等と混同することないよう、法人等自身の口座とは別の口座で適正に管理するものとするとされていることから、指定管理料の振込口座は分けられている。しかしながら、小口現金出納簿では指定管理に係る経費とその他経費の混同がみられる。	基本協定書第 8 条第 1 項において管理運営業務の執行において、その経理を他の業務と区分して明確にしなければならないとされているため、明確に区分して処理されたい。	基本協定書第 8 条第 1 項に基づき、小口現金出納帳簿で指定管理に係る経費と他の業務の区分ができる箇所は明確に区分し、正しく記載された状態にいたします。	令和 7 年 12 月末
基本協定書第 13 条第 2 項及び第 3 項並びに年度協定書第 10 条第 5 項及び第 6 項において、市所有備品等の修繕について概算払いと精算について規定されているが、令和 5 年度は余剰分、令和 6 年度は超過分が生じているが精算が行われていない	基本協定書並びに年度協定書の規定に則り、適切に精算処理されたい。	年度協定書では、年度ごとに 50 万円の精算と規定されている令和 5 年度は余剰分が出ていたため、3 ケ年で修繕料が 150 万円を超えていれば、返還の必要なしで処理します。	令和 8 年 3 月末
基本協定書第 23 条において、管理運営業務の再委託の禁止または市の承認を受けた場合の条件等が規定されている。本指定管理については施設機械警備やコース芝のエアレーション・バーチカットなどを再委託（外注）しているが、再委託の申請や許可の記録が見られない	再委託の申請や許可の記録を、文書により適切に処理されたい。	再委託申請書を提出し、承諾書にて処理します。	令和 7 年 12 月末

<p>年度協定書第 8 条第 3 項において、事業計画を変更しようとするときは、市と指定管理者で協議の上、変更することとなったときは、指定管理者は、必要に応じて変更後の事業計画書を市に提出するものとするとされているが、令和 5 年度及び令和 6 年度の実績報告からは、両年度とも年度計画書に記載された事業の内、未実施である事業が見られるにもかかわらず変更計画書はなく、業務の縮小・不履行にあたると考えられる。</p>	<p>基本協定書第 6 条及び年度協定書第 11 条に則り、過年度分については、経費の返還を行うとともに令和 7 年度については計画の誠意ある履行と未履行分経費を返還されたい。</p>	<p>令和 5 年度、令和 6 年度の事業計画書に記載した未実施の事業の経費につきまして、基本協定書第 6 条及び年度協定書第 11 条に基づき、経費を返還処理いたします。</p>	<p>令和 8 年 3 月末</p>
<p>アイスクリーム販売及び自動販売機の設置許可申請において、都市公園法第 5 条第 1 項を根拠法令とした申請・許可がなされているが、直方市都市公園条例第 4 条第 1 項第 1 号（物品の販売）及び直方市公有財産管理規則第 20 条並びに第 21 条に関する申請及び許可が行われていない。また、指定管理者企画提案事業の花壇作成に関する都市公園法第 5 条第 1 項（公園施設の設置）の申請及び許可行われていない。</p>	<p>条例や規則などに則り、適切な申請及び許可の手続きを行われたい。</p>	<p>都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者は直方市都市公園条例第 9 条に基づく公園施設の設置及び管理の許可を受けるものと致します。</p>	<p>令和 7 年 12 月末</p>
<p>年度協定書別記「自主事業等の実施に係る特記事項」第 3 条第 2 項において、自主事業については公園施設の設置又は管理に係る使用料及び公園の占用に係る占用料を徴するものとするとされているが、自動販売機やアイスクリーム販売に係る直方市都市公園条例第 10 条に定める公園施設設置使用料（占用料）や電気使用料が収められていない</p>	<p>条例及び年度協定書の規定に則り、精算処理されたい。</p>	<p>年度協定書別記第 3 条第 2 項の規定に基づき、自主事業として公園施設に設置した自動販売機やアイスクリーム販売機につきましては精算処理を行います。電気使用料は収めていますが、占用料は未支払いであるので、以下のとおり 3 連納付書により徴収します。 $3 \text{ 台} \times 1 \text{ m}^2 \times 15 \text{ 円} / \text{m}^2 \times 12 \text{ ヶ月} \times 3 \text{ 年} = 1,620 \text{ 円}$ </p>	<p>令和 7 年 12 月末</p>
<p>仕様書及び年度協定書第 8 条第 4 項では月次報告書は毎月終了後 10 日以内に提出することになっているが、5 月分、9 月分、10 月分、11 月分が遅延、12 月分、1 月分、2 月分は監査期間中に提出されている。</p>	<p>仕様書及び年度協定書に則り、適切に処理されたい。</p>	<p>年度協定書第 8 条第 4 項に基づき、月次報告書は毎月 10 日以内に提出するよう指導致します。</p>	<p>管理運営業務の執行期間中、適切に処理を行います。</p>
<p>年度協定書第 10 条第 4 項において、指定管理料の経費内訳が規定されており、基本協定書第 33 条では自主事業は自己の責任と費用によるとされているが、「三浦杯」に係る賞品代や弁当代等の経費が指定管理料より支出されている</p>	<p>年度協定書及び基本協定書に則り、当該経費については返還されたい。</p>	<p>基本協定書第 33 条に基づき、自主事業として実施した「三浦杯」の費用について指定管理料より支出している経費は返還処理いたします。</p>	<p>令和 7 年 12 月末</p>